

国際アマチュアピアノコンクール規約

制定平成27年1月1日改正

第一章 総則

- (名称)
第1条 本コンクールは、国際アマチュアピアノコンクールといひ(以下コンクールといひ)国際及び対外活動に対してはThe International Amateur Piano Competition (略称IAPC)と称する。
- (主催)
第2条 本コンクールは、日唄文化協会が主催する。

第二章 目的及び事業

- (目的)
第3条 本コンクールは、アマチュアを対象とし、その演奏レヴェルの向上とピアノ音楽のすばらしさを広く社会に認識させることに寄与せしめるとともに日本・オーストリア両国の文化の交流を促進し、両国の理解と親善に貢献することを基礎としながら広く音楽文化の普及を目的とする。
- (事業)
第4条 本コンクールは、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。
(1) 毎年一回コンクールを開催する。
(2) コンクールは、A、B及びシニア部門により構成され、第一次および第二次予選ならびに本選により実施する。但し、シニア部門は、本選のみで実施する。
1) A部門は、ピアノ演奏に特に情熱を持っているものを対象とし、そのレヴェルの向上とピアノ演奏の素晴らしさを、広く社会に認識してもらうことを目的とする。
2) B部門は、演奏レヴェルにこだわらず演奏を楽しまない、ステージで演奏をしたい人達に参加の場を作り、ひいては広く社会に啓蒙、普及することを目的とする。
3) シニア部門は、55歳以上の人でステージでの演奏経験、参加者同志の友好の輪を広げ、アマチュアピアノの愛好者層の深耕、拡大をすることを目的とする。
(3) その他、目的を達する為に必要な事業。

- (事務局)
第5条 本コンクールの事務局は、日唄文化協会事務局がこれに当たる。

第三章 運営委員会

- (構成)
第6条 本コンクールの運営を図るために、毎年、運営委員を選出し、運営委員会を設ける。この委員会は、委員長、副委員長1名を含む若干名により構成される。
- (役割)
第7条 前条の運営委員会は、本コンクールを開催するため組織、企画、運営などを行うとともに、審査委員の選出、審査の実施、表彰など実施に関する運営事項を行う。

(開催期間と課題)

第8条 本コンクールの開催の期日及び課題曲は、毎年運営委員会の決定によるものとする。

第四章 参加

(参加資格)

- 第9条
(1) 本コンクールの参加資格は、開催年次の4月2日現在、A、B部門は満18歳以上、シニア部門は満55歳以上とし、国籍、性別は問わない。
(2) 音楽の専門教育機関で現在学んでいる者、または、過去に学んだ者を除く。ただし、18歳未満の経験を除く。
(3) 参加者は各部門の併願は認められない。
(4) 本コンクールのA部門前年度第1位入賞者は、次年度のコンクールに再応募できない。また、B部門の第1位入賞者は同一部門に再応募できない。

(申し込み)

第10条 本コンクールの参加者は、所定の申込書をもって申し込み、生年月日を証する書類を添付し日唄文化協会宛に指定の期日までに郵送で申し込みをする。ただし、曲目の変更は認めない。

(参加の承認)

- 第11条 参加通知は、前条の書類の到着後、運営委員会が資格審査を行い役員内の申し込み者に通知する。
第12条 参加を認められたものは、10日以内に参加料として、A・B部門は25,000円、またシニア部門は15,000円を指定の口座に払い込む。
(1) 参加者の顔写真(40×50mm)2枚を郵送する。
(2) 参加資格は、送金と各書類の到着により取得する。
(3) 参加料は、A部門・B部門の予選、及びシニア部門は、受験希望日を出ることが出来る。但し、希望に添えない場合もある。
(4) A部門・B部門の予選、及びシニア部門は、受験希望日を出ることが出来る。但し、希望に添えない場合もある。
(5) 参加資格を取得後、参加を取り消す場合は、払い込まれた参加料は返却しない。

(参加証)

第12条 参加証は、前条の手続き終了が確認された時点で参加者に発行する。

(演奏日時の通知)

第13条 演奏日時は、申し込み締め切り後、参加者に通知する。

(参加者の義務)

- 第14条 参加者は、運営委員会により指定された日時に、コンクールが実施される所定の場所に参加証を持参し、集合しなければならない。
(旅費および滞在費)
第15条 参加者の旅費および滞在費は、参加者の負担とする。
(演奏順序)
第16条 参加者の演奏順序は、運営委員会の指示に従う。
(演奏)
第17条 演奏に関する一切の手順は、運営委員会の指示に従う。
(演奏曲目)
第18条 演奏曲目は、運営委員会の指示に従う。演奏曲目は、公開された楽譜による。

(審査)

第19条 演奏の審査は、運営委員会が定めた審査規定により行う。

(著作権)

第20条 本コンクールの著作権は、録音および映像等一切について日唄文化協会にある。

第五章 審査

(審査委員)

第21条 本コンクールに次の審査委員をおく。

審査委員長1名 審査委員若干名

(選任)

第22条

- (1) 審査委員は、運営委員会に於いて選任する。
(2) 審査委員長は、運営委員会が審査委員の中から選任する。

(審査方法)

第23条 審査の方法は、運営委員会が決定する。

(1) 審査は、各部門と予選・本選全てについて、原則として同じ審査委員で行われる。

(2) 審査委員は、審査を放棄することができない。
(3) 審査委員は、コンクール期間中、参加者と個人的接触をしてはならない。

第六章 表彰

(表彰)

第24条 表彰は、以下の規定による。

- (1) 審査の結果、A部門及びB部門に於いては、本選出場者のうち第1位から第3位までを入賞とし、以下若干名を入選とする。入賞者を除く本選出場者に記念品を贈呈する。審査の結果、シニア部門に於いては、特に優秀な演奏者には、審査員特別賞を授与する。
(2) 入賞者以下の入賞金を贈呈する。

A部門 第1位	金 70,000円	B部門 第1位	金 30,000円
第2位	金 50,000円	第2位	金 20,000円
第3位	金 20,000円	第3位	金 10,000円

(表彰式)

第25条 本選終了後に表彰式を行う。

付則

- (1) この規約は平成19年12月7日より施行する。
(2) 本規約は、会長の決議を経て改正することができる。
(3) 本規約についての細則は、会長の決議を経て別に定める。

キ リ ト リ

[後撰] 杉並区

日唄文化協会

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル268区

TEL.03-3271-3966 FAX.03-3271-3967

E-mail: j-austria@mx2.ttcn.ne.jp Homepage: <http://www.j-austria.com/>

		楽章・作品番号・調性等を記入	演奏時間
演 奏 曲	<input type="checkbox"/>	第1次予選 作曲者： 曲 目：	分
	<input type="checkbox"/>	A部門 第2次予選 ●J.S.Bach (A部門のみ記入) 作曲者： 曲 目：	分
	<input type="checkbox"/>	B部門 本選 作曲者： 曲 目：	分
	<input type="checkbox"/>	シニア部門 作曲者： 曲 目：	分

※2015年は第一次予選免除制度はございません。